

5年水張りルールの変更について

令和9年度から根本的に水田政策の見直しが行われることに伴い、令和8年度までに水稲作付を行わないほ場について、「1カ月の湛水」または「連作障害を回避する取組」を行うことが、交付対象水田の要件となりました。

「連作障害を回避する取組」とは

- ・ 土壌改良資材、有機物(堆肥、もみ殻等を含む)の施用
- ・ 土壌に係る薬剤の散布
- ・ 後作緑肥の作付け
- ・ 病害虫抵抗性品種の作付け

(例) 土壌pH矯正のための苦土石灰、センチュウ対策のためのくん蒸型消毒剤 など

※令和7年度、8年度において実施されたものののみ対象とし、それ以前のものは対象外となりますので、ご注意ください。

取組の確認方法について

【連作障害を回避する取組を行う場合】

- ① 資材や有機物、薬剤などを購入（調達）したことがわかる書類を用意する（購入伝票や書類等）
- ② 資材や有機物、薬剤などを散布したほ場の写真を撮影し、「写真貼り付け台紙」に貼り付ける
- ③ 真庭市農業再生協議会事務局に「連作障害を回避する取組確認表」と「写真貼り付け台紙」と購入伝票等の書類を提出する

【1カ月湛水管理を行う場合】※年度当初の案内と変更ありません

- ① 水を張る1カ月前までに、水張り（湛水管理）実施計画書を提出する
- ② 湛水初日と、1カ月後のほ場の写真を撮影し、「水張り（湛水管理）写真記録表」に貼り付ける
- ③ 真庭市農業再生協議会事務局に「水張り（湛水管理）写真記録表」を提出する

各様式について

- ・ 「連作障害を回避する取組確認表」または「水張り（湛水管理）写真記録表」の様式は、真庭市農業振興課(または振興局)の窓口に設置しています。真庭市公式ホームページからもダウンロードできます。

注意事項

- ・ 「連作障害を回避する取組確認表」または「湛水等写真記録表」の提出がない場合は、取組を行ったものとは認められませんので、必ず提出をしてください。